

郡山市上下水道局週休2日促進モデル工事实施要領

令和4年4月22日制定

令和7年10月1日一部改正

〔上下水道局総務課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を促進するため、郡山市上下水道局が発注する建設工事（修繕を含む）において週休2日促進モデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息を含む）日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うとされている場合は、受発注者間で、協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所に指定するものとする。完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。
- (4) 週単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。（農業集落排水事業による工事の場合のみ）
- (5) 対象期間とは、現場着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。
- (6) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (7) 現場休息とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (8) 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達した状態をいう。

月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。

- (9) 受注者希望型とは、受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに月単位の週休2日の実施可

否について、監督員と協議した上で取り組む方式をいう。（通期の週休2日は必須）

- (10) 発注者指定型とは、発注者が週休2日等（原則として、月単位を指定）に取り組むことを指定する方式をいう。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事等は、本市上下水道局発注の工事及び修繕すべてとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事等は原則として対象外とすることができる。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事等であっても、別途定める「郡山市上下水道局週休2日交替制工事実施要領」に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

- (1) 緊急性のある工事等
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要とされる工事等（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 出水期における河川区域内工事で作業時間の制約が厳しい工事等
- (4) 対象期間（本要領第2条第3項参照）が1か月（約30日）未満の工事等
- (5) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事等

2 対象外とした工事及び修繕であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることが出来るものとする。ただし、施工途中での協議は認めないため、施工計画書提出前までに協議することとする。

（実施方法等）

第4条 モデル工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について監督員と協議するものとする。
- (2) モデル工事に取り組む場合、受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。
- (3) 受注者は、対象期間中、工事現場にモデル工事の対象である旨を明示するものとする。
- (4) 受注者は、工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とするものとする。
- (5) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (6) 受注者は、毎月、工事履行報告書に現場閉所の実績を記入した実施工程表等を添付し、監督員に提出し、監督員は実績を確認するものとする。
- (7) 受注者は、監督員から求められた場合、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況がわかる書類を添えて週休2日等の達成状況を報告し、監督員は実績を確認するものとする。
- (8) 受注者は、週休2日等の達成状況により行われた補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (9) 監督員は、受注者の週休2日等の取り組みに対し支障が出ないよう、全体工程に影響を与える

工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(積算方法等)

第5条 モデル工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初設計価格は、4週8休以上の補正率を適用し、工事費を積算するものとする。(原則として月単位の補正率を適用)

ただし、受注者希望型については、補正なしで工事費を積算できるものとする。

- (3) 土木工事及び上下水道用機械・電気設備工事の補正項目及び補正率は、別表第1、第2、第3のとおりとする。
- (4) 建築関係工事の補正項目及び補正率は、別表第4、第5、第6、第7のとおりとし、別表第8により算定するものとする。

また、交通誘導警備員の労務単価についても同様の補正をする。

なお、見積りによる単価については、補正を行わない。

- (5) 現場完了日時点で現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は当初積算時の補正を減額する。

また、受注者希望型において、補正なしで工事費を積算したものについては、月単位の4週8休以上の現場閉所率を確保できた場合、該当する条件へ設計変更するものとする。

- (6) 受発注者協議によりモデル工事の対象となった工事及び修繕については、月単位の4週8休以上の現場閉所率を確保できた場合、該当する条件へ設計変更するものとする。

(特記仕様書等)

第6条 モデル工事については、受注者希望型又は発注者指定型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定は、達成状況により該当する項目を別表第9により加減点するものとするが、令和7年度に起工するものについては、減点評価を行わない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

また、上記や福島県土木部設計積算システムを利用する際は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領の運用」を参照することとする。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１８日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１月２０日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

ただし、建築関連工事については、令和７年１０月１５日から施行する。

別表第1（第5条第3項関係）

土木工事及び上下水道用機械・電気設備工事の補正率

（ ）内は水道事業実務必携による工事

〔 〕内は農業集落排水事業による工事で完全週休2日は週単位と読み替える

区分	4週8休以上（通期）	4週8休以上（月単位）	完全週休2日
労務費	(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
機械経費(賃料)	(1.02)	(1.02)	—
共通仮設費	(1.02)	1.01(1.03)[1.04]	1.02[1.05]
現場管理費	(1.03)	1.02(1.05)[1.05]	1.03[1.06]

備考 工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

別表第2（第5条第3項関係）

土木工事の補正率（市場単価）

（ ）内は水道事業実務必携による工事

〔 〕内は農業集落排水事業による工事で完全週休2日は週単位と読み替える

名称	区分	4週8休以上（通期）	4週8休以上（月単位）	完全週休2日
鉄筋工		(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
ガス圧接工		(1.02)	1.01(1.03)[1.01]	1.01[1.01]
インターロッキングブロック工	設置	(1.01)	1.01(1.01)	1.01
	撤去	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	(1.00)	1.00(1.01)[1.00]	1.00[1.00]
	撤去	(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	(1.00)	1.00(1.01)[1.00]	1.00[1.00]
	撤去	(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
	撤去	(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
防護柵設置工(落石防護柵)		(1.01)	1.01(1.01)[1.01]	1.01[1.01]
防護柵設置工(落石防止網)		(1.01)	1.01(1.02)[1.01]	1.01[1.01]
道路標識設置工	設置	(1.00)	1.00(1.01)[1.00]	1.00[1.00]
	撤去・移設	(1.02)	1.01(1.03)[1.01]	1.01[1.01]
道路付属物設置工	設置	(1.01)	1.01(1.01)[1.01]	1.01[1.01]
	撤去	(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
法面工		(1.01)	1.01(1.02)[1.01]	1.01[1.01]
吹付砕工		(1.01)	1.01(1.03)[1.01]	1.01[1.01]
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		(1.02)	1.01(1.03)	1.01
道路植栽工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
公園植栽工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02

橋梁用伸縮継手装置設置工		(1.01)	1.01(1.02)[1.01]	1.01[1.01]
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
橋面防水工		(1.01)	1.01(1.01)[1.01]	1.01[1.01]
薄層カー舗装工		(1.00)	1.00(1.01)	1.00
グービング工		(1.00)	1.00(1.01)	1.00
軟弱地盤処理工		(1.01)	1.01(1.02)[1.01]	1.01[1.01]
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		(1.01)	1.01(1.01)	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		(1.01)	1.01(1.02)	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		(1.01)	1.01(1.02)	1.01
砂基礎工	人力施工	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
	機械施工	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
碎石基礎工	人力施工	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
	機械施工	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
組立マンホール設置工		(1.02)	1.01(1.03)	1.01
小型マンホール工		(1.00)	1.00(1.01)	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	(1.00)	1.00(1.01)	1.00
	取付管・支管	(1.01)	1.01(1.02)	1.01

備考 週休2日補正後の市場単価について、次の計算に基づくこと。

(補正式) 週休2日補正後の市場単価＝市場単価×週休2日の補正率

別表第3 (第5条第3項関係)

標準単価の補正率

() 内は水道事業実務必携による工事

[] 内は農業集落排水事業による工事で完全週休2日は週単位と読み替える

名称	区分	4週8休以上 (通期)	4週8休以上 (月単位)	完全週休2日
区画線工		(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
高視認性区画線工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
橋梁塗装工		(1.01)	1.01(1.03)[1.01]	1.01[1.01]
構造物とりこわし工	機械	(1.02)	1.01(1.03)[1.01]	1.01[1.01]
	人力	(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
コンクリートブロック積工		(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]

排水構造物工		(1.02)	1.02(1.04)[1.02]	1.02[1.02]
鋼製排水溝設置工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	(1.01)	1.01(1.02)	1.01
	高所作業車	(1.01)	1.01(1.02)	1.01
表面含浸工	固定足場	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
	高所作業車	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
	高所作業車	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
剥落防止工(アラミッドメッシュ)	固定足場	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
	高所作業車	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
	高所作業車	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
防草シート設置工		(1.01)	1.01(1.03)	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	(1.01)	1.01(1.02)	1.01
	高所作業車	(1.01)	1.01(1.01)	1.01
塗膜除去工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
バキュームブラスト工		(1.01)	1.01(1.01)	1.01
道路反射鏡設置工	設置	(1.00)	1.00(1.01)	1.00
	撤去	(1.02)	1.02(1.04)	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
機械式継手工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		(1.02)	1.01(1.03)	1.01
ハンコーキング式コンクリート		(1.01)	1.01(1.01)	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		(1.00)	1.00(1.00)	1.00
浸食防止用植生マット工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
支承金属溶射工		(1.02)	1.02(1.04)	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管		(1.02)	1.02(1.03)	1.02
フラア溶接工		—	1.02	1.02

H型ボラート設置工		—	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	—	1.02	1.02
	作業車	—	1.02	1.02

別表第4（第5条第4項関係）

建築関係工事の補正率

区分	4週8休以上（月単位）	完全週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費	—	1.01

備考 複合単価は、福島県土木部実施設計単価表の労務単価に上記の補正率を乗じて補正する。

改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

別表第5（第5条第4項関係）

建築工事の補正率（市場単価等）

工種	摘要＊	完全週休2日、4週8休以上（月単位）	
		新営	改修
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13

内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01
撤去	各工種による		
取り壊し		1.01	1.01

備考 上記に記載がないものは、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を乗じて補正する。

別表第6（第5条第4項関係）

電気設備工事の補正率（市場単価等）

工種	摘要＊	完全週休2日、4週8休以上（月単位）	
		新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事 (屋外)	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設標(金属製)	1.01	1.01

別表第7（第5条第4項関係）

機械設備工事の補正率（市場単価等）

工種	摘要＊	完全週休2日、4週8休以上（月単位）	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.01	1.15

ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

別表第 8（第 5 条第 4 項関係）

市場単価及び補正市場単価の算定式

種別	区分	算定式	
市場単価 補正市場単価	新営工事	市場単価 × 新営補正率	補正市場単価 × 新営補正率
	全館無人改修 (基準単価の算定)	市場単価 × 新営補正率	補正市場単価 × 新営補正率
	執務並行改修 (基準補正単価の算定)	市場単価 × 改修補正率	補正市場単価 × 改修補正率
物価資料の 掲載単価	新営工事 全館無人改修	物価資料の掲載単価 × 新営補正率	
	執務並行改修	物価資料の掲載単価 × 改修補正率	

別表第 9（第 7 条関係）

工事成績評定の採点

区分	未達成	4 週 8 休以上	完全週休 2 日	備考
受注者希望型	加減点なし	1 点加点	1 点加点	第 1 評定 5 創意工夫
発注者指定型	加減点なし	2 点加点	3 点加点	第 1 評定 5 創意工夫
	d 判定			第 1 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」
	評価対象項目 3 を評価しない (×とする)			第 2 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」

備考 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」の評定については、受注者の責により 4 週 8 休以上の現場閉所率が確保できなかった場合に行う。